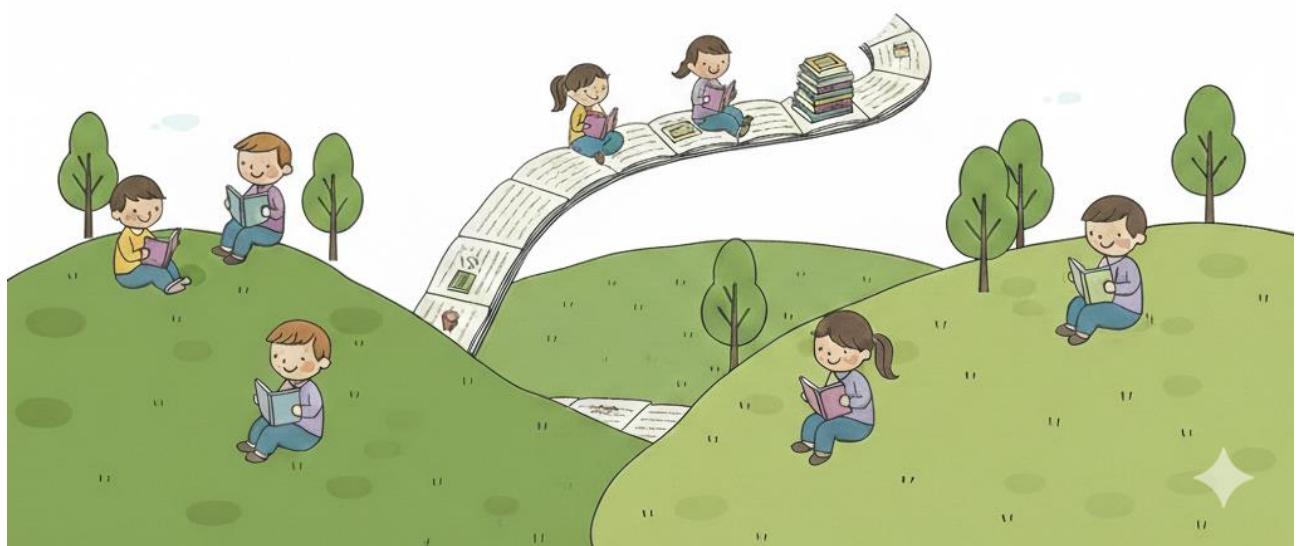


境港市子どもの読書活動推進計画

(第3次計画) (案)

【読書で未来をひらくまち境港】

本と人が出あい・ふれあい・伝えあうまちを目指して



－ 目 次 －

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 子どもの読書活動推進の理念	1
2. 子どもの読書活動の現状	2
3. 境港市の読書活動状況	3
4. 計画策定の目的	7
5. 計画の対象、期間	7
第2章 第2次計画取組状況について	8
1. 家庭・地域における子どもの読書活動推進	8
2. 幼稚園・認定こども園・保育園等における子どもの読書活動の推進	10
3. 学校における子どもの読書活動の推進	11
4. 市民図書館における子どもの読書活動の推進	14
5. 読書ボランティアの育成・支援	18
第3章 境港市子どもの読書活動推進計画（第3次計画）の方策について	20
1. 家庭・地域における子どもの読書活動推進	20
2. 幼稚園・認定こども園・保育園等における子どもの読書活動の推進	21
3. 学校における子どもの読書活動の推進	22
4. 市民図書館における子どもの読書活動の推進	23
5. 読書ボランティアの育成・支援	25
付録<注釈>	26
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	31
資料2 境港市子どもの読書活動推進計画検討委員会設置要綱	33
資料3 境港市子どもの読書活動推進計画検討委員名簿	35

境港市子どもの読書活動推進計画（第3次計画）

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

I. 子どもの読書活動推進の理念

国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{※1}（以下「推進法」という。）（平成13年法律第154号）を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものです。

また、平成14年8月には、この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」^{※2}を策定しました。さらに、おおむね5年ごとに計画を更新、令和5年3月には第5次基本計画を策定し、現在に至っています。

これを受けて鳥取県は、「鳥取県教育振興基本計画」^{※3}を定め、「自立して心豊かに幸せな未来を創造するふるさととっとりの人づくり」を基本理念として教育施策の推進に努めるとともに、子どもの読書活動の推進については「子どもの読書活動推進ビジョン」^{※4}を策定しており、令和7年3月には第5次計画を策定し、積極的に様々な取組を行ってきました。

境港市では推進法に基づき、国や鳥取県の考え方を踏まえて、平成17年に「境港市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定しました。その後も、平成29年度に第2次計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、これらの計画に基づき、関係機関と協力して、子どもの読書活動の推進に関する取組を実施し、読書環境の整備に努めてきました。

これまでの成果と課題を踏まえ、このたび「境港市子どもの読書活動推進計画（第3次計画）」（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定しました。

この計画は、境港市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動が行えるよう、引き続き読書環境の整備を目指していくものです。

2. 子どもの読書活動の現状

（1）全ての校種で上昇している不読率^{※5}

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次基本計画）が閣議決定された平成30年4月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」^{※6}（令和元年法

律第49号）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」※⁷の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想※⁸による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性があります。

全国学校図書館協議会による「第69回学校読書調査（2024年）」※⁹によれば、令和6年5月の1ヶ月間の平均読書冊数は、小学生が13.8冊、中学生が4.1冊、高校生は1.7冊となっています。平均読書冊数について、中学生と高校生においては、大きな変化がないものの、小学生においては、過去30年間の中で、最も数値が高く、平成29年度と比較しても2.7冊も増えています。

一方、この1ヶ月間に読んだ本が0冊だった「不読率」の割合は、小学生が8.5%、中学生は23.4%、高校生は48.3%となっています。

第2次計画を策定した平成29年と比較すると、以下のとおりです。

平均読書冊数					
	平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生	11.1冊	12.7冊	13.2冊	12.6冊	13.8冊
中学生	4.5冊	5.3冊	4.7冊	5.5冊	4.1冊
高校生	1.5冊	1.6冊	1.6冊	1.9冊	1.7冊

不読率					
	平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生	5.6%	5.5%	6.4%	7.0%	8.5%
中学生	15.0%	10.1%	18.6%	13.1%	23.4%
高校生	50.4%	49.8%	51.1%	43.5%	48.3%

不読率については、過去の推移から見ても上昇と低下を繰り返していますが、令和6年度は令和5年度と比べても各校種とも上昇の幅が大きくなっています。

不読率上昇の要因としては、①学習の中に図書資料や読書があまり組み込まれなくなった②電子書籍の広がりにより、紙の本の取組が弱まっている③学校で一斉読書の時間が確保しづらくなり、児童生徒の読書機会が減ってきている④生活の中で、スマートフォン等メディアに関わる時間が大幅に増えている⑤家庭の中で、親の方がむしろ本を読まなくなっている実態があるなど様々な要因が考えられます。

国の第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本の方針でも「不読率の低減」が挙げられており、全ての子どもたちが本に接することができるようになることが重要であるとして、例えば、読書に親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めることなどが重要であるとしています。

(2) デジタル社会に対応した読書環境の整備

国の第4次子ども読書活動推進基本計画が出され、第5次計画が策定されるまでの期間において、学校教育や学校図書館をめぐる社会的な背景に大きな変化がありました。まずは、スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化があげられます。令和元年の読書バリアフリー法の成立や、令和2年度から順次実施された学習指導要領の改訂も大きな影響を与えています。また、電子書籍の普及も視野にいれていく必要があります。

第5次計画の基本の方針では、社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館および学校図書館等のDX化を進めるとあります。

この方針では、読書という行為を幅広くとらえており、紙媒体と電子媒体の対立的な捉え方でなく、メディアの多様性を前提とした収集と提供、さらにそれを活用する能力の育成が求められています。特に学校図書館では、どう情報活用能力の育成にアプローチするのかが問われており、校内組織の充実はもちろん、公立図書館等と積極的につながることも重要であると述べています。特に多様な読書機会や電子書籍等のデジタル社会に対応した読書環境の整備においても、公立図書館による学校図書館のサポートが大切だとされています。

3. 境港市の読書活動状況

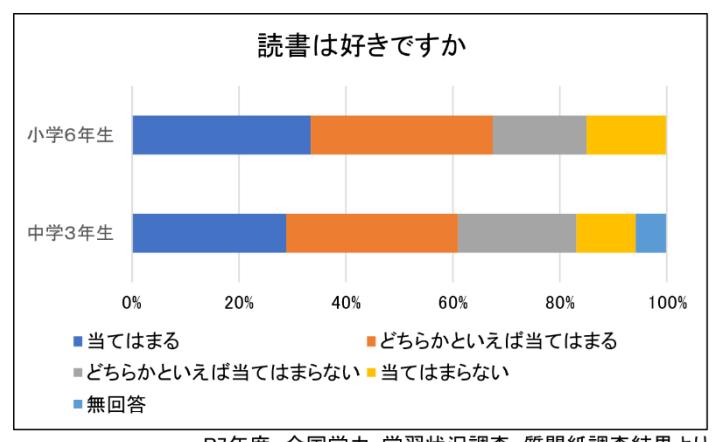
境港市の読書活動状況を把握するため、以下の調査結果および関係機関からの意見を集約し、境港市小中学生および高等学校の読書に関する現状と分析をまとめました。分析の結果「第69回学校読書調査（2024年）」の全国調査結果と類似した傾向があり、今後の課題として児童生徒の自主的・自発的な図書館利用と読書活動の充実、学校図書館と市民図書館の連携などが挙げられます。

(1) 境港市小中学生の読書に関する現状と分析

読書が好きだと感じている小学6年生、中学3年生はいずれも7割未満

【現状】小学6年生261人、中学3年生253人を対象に行った調査では、読書が好きだと回答した子どもの割合は、小学6年生で67.4%（好き：33.3%、どちらかといえば好き：34.1%）（※全国：69.7%・鳥取県：71.4%）、中学3年生で60.9%（好き：28.9%、どちらかといえば好き：32.0%）（※全国：61.6%・鳥取県：62.9%）となっています。

【分析】知識や語彙力、読解力などが身に付くと言われる読書ですが、まずは子どもたち



R7年度 全国学力・学習状況調査 質問紙調査結果より

が本の魅力を感じる機会を創出する取組を展開することが求められます。

不読率の割合は、小学6年生で上昇

【現状】小学4年生から中学3年生まで1,475人を対象に行った調査では、1月における読書冊数は、小学4年生では、「11冊以上」の割合が最も高かったものの、学年が上がるごとに減少する結果となっています。

一方、「1冊も読まない」(不読)については、小学4年生では、13.0%(※鳥取県:9.6%)であったものが、小学6年生では、24.0%(※鳥取県:18.2%)と11.0%増加する結果となり、さらに中学2年生では、29.4%(※鳥取県:25.1%)と16.4%増加する結果となっています。

【分析】読書習慣が形成され、継続していくかの分かれ道となる小学校及び中学校への移行段階及び各学年のつながりを意識した切れ目のない支援を行うことが求められます。

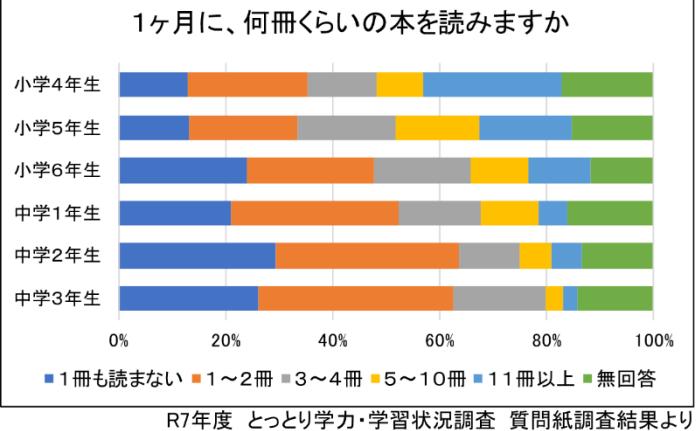
学校図書館の1人当たり年間貸出冊数は、小学校で横ばい、中学校で減少

【現状】市内小中学校の1人当たり貸出冊数の調査を行った結果、小中学校の学校図書館における1人当たり年間貸出冊数は、小学校は、令和元年度が87.9冊であったものが、令和6年度は86.1冊と、ほぼ横ばいとなっています。

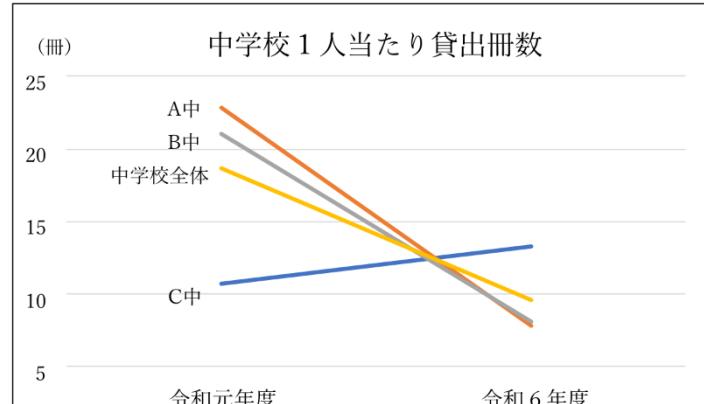
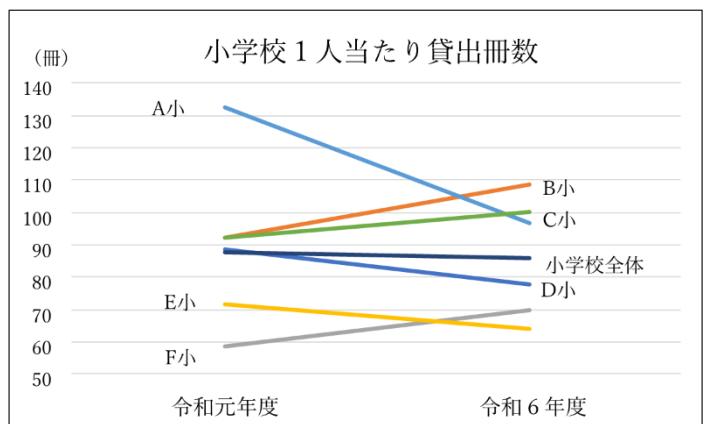
それに対し中学校では、令和元年度18.7冊であったものが、令和6年度には9.6冊と減少しています。

【分析】中学校においては、学校図書館を計画的に活用するための取組が求められます。

【現状】学校別の1人当たり年間貸出冊数を見てみると、小学校では、令和元年度は最も多かった学校が132.5冊、最も少なかった学校が58.7冊で、その差は73.8冊であり、令和6年度は最も多かった学校が108.8冊、最も少なかった学校は64.2冊



R7年度 とっとり学力・学習状況調査 質問紙調査結果より



で、その差は 44.6 冊となっています。中学校では、令和元年度は、最も多かった学校が 22.9 冊、最も少なかった学校が 10.7 冊で、その差は 12.2 冊であり、令和 6 年度は、最も多かった学校が 13.3 冊、最も少なかった学校が 7.8 冊で、その差は 5.5 冊となっています。

【分析】1人当たり年間貸出冊数について、小学校では学校間で差が見られることから、市内小学校が足並みをそろえた取組を進めるための体制づくりが求められます。

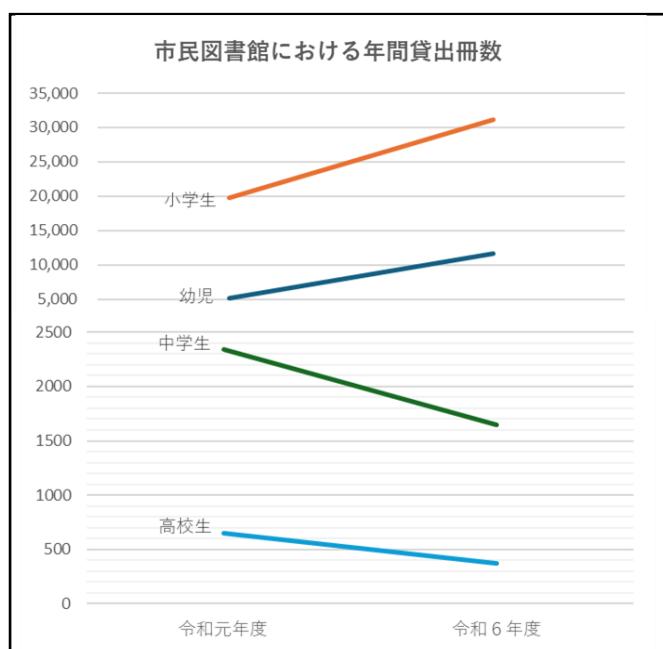
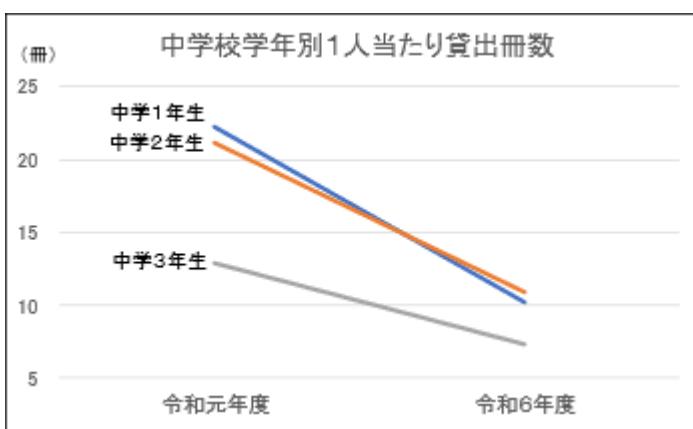
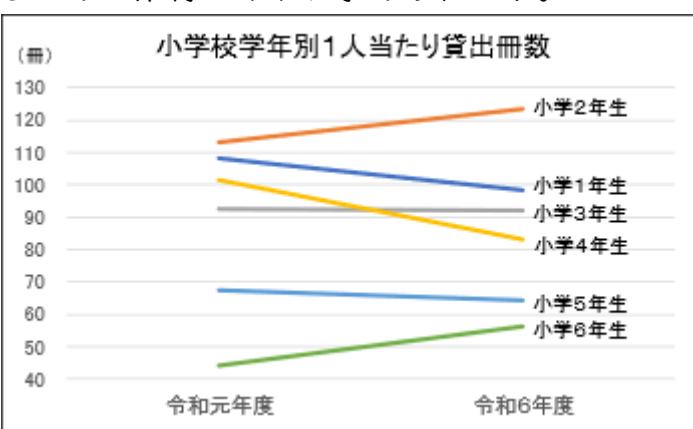
学校図書館の1人当たり年間貸出冊数は、学年が上がるごとに減少

【現状】小中学校の学校図書館における1人当たり年間貸出冊数は、令和 6 年度は、小学 2 年生が 123.6 冊で最も多く、次いで小学 1 年生 98.6 冊、小学 3 年生 92.7 冊、小学 4 年生 83.3 冊、小学 5 年生 64.2 冊、小学 6 年生 56.3 冊、中学 2 年生 10.9 冊、中学 1 年生 10.2 冊、中学 3 年生 7.3 冊となっています。学年が上がり読書傾向が変わることから一概には言えないですが、その背景に学校図書館の利用頻度の減少があることが考えられます。

【分析】各学校においては、計画的な図書館活用が図られるような取組が求められます。

市民図書館における年間貸出冊数・年間貸出人数は、中高生が減少

【現状】市民図書館における年間貸出冊数を調査したところ、令和 4 年度に市民図書館がリニューアルオープンしたことにより、幼児・小学生の年間貸出冊数は増加しています。しかし、中高生の数値が減少しており、学校図書館での貸出冊数の傾向と類似しています。図書館に来館する中高生は以前より格段に増えていますが、そのほとんどが学習をする目的で来館している状



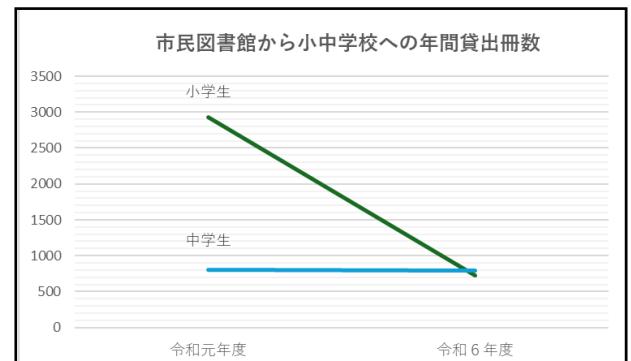
況があります。

【分析】図書館が中高生の居場所として認識されていること自体は子どもたちのニーズに合っていますが、来館した中高生が思わず手に取ってみたくなる本を並べるなど、本へ意識を向けさせる工夫が求められます。

小学校で市民図書館から学校図書館への貸出数が減少

【現状】市民図書館から市内小中学校への年間貸出冊数を調査したところ、中学校への年間貸出数はほぼ横ばいですが、小学校への年間貸出数が大幅に減っています。

【分析】市民図書館としては、図書館を活用する利便性（貸出数・貸出期間、リクエスト機能）を伝えたり、司書教諭・学校司書のスキルアップの支援が求められます。また、学習で活用する本などを聞き取り、そろえたりするなど、学校図書館とのいっそうの連携が求められます。



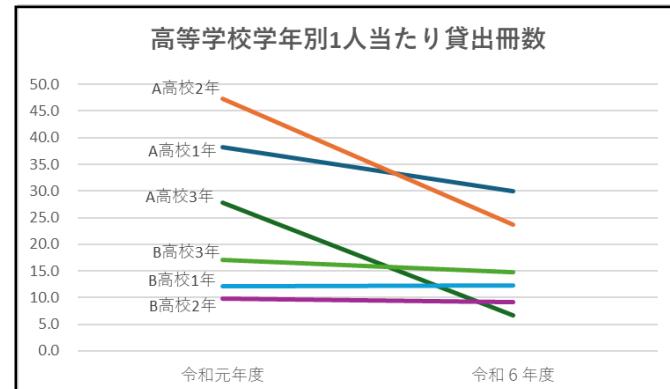
(2) 境港市高等学校の読書に関する現状と分析

高等学校での貸出冊数は減少傾向

【現状】市内高等学校学年別1人当たり貸出冊数を調査したところ、貸出数が年々減っている学校もあり、スマートフォンの利用はもちろん、学校でも一人一台端末になったことの影響もあると考えられます。

【分析】学校図書館利用促進、不読率改善への取組として本のリクエスト収集やテーマ毎の展示、授業との連携企画や成果物の展示、教職員への授業利用の呼びかけ、図書委員活動や広報（新着図書案内や図書館報等）などを行っています。

また、学校図書館入口前の掲示板の活用、図書館用のWebサービスでおすすめ本の紹介を行っており、直接足を運ばなくても情報を受け取れる環境づくりも求められます。



4. 計画策定の目的

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であります。子どもたちは、読書から得た知識を生かして、多様な人々と協働しながら、主体的に学び問題を発見・解決する力を身に付けることが期待できます。

本市計画の特徴と役割は、この計画が生涯をとおしての読書活動の推進に資することにあります。胎児期、乳幼児期、小学生、中学生、高校生、社会人、高齢期といった人生におけるそれぞれの時期に応じて、読書活動が豊かに展開され、生涯をとおした読書活動により、ひとづくりが進むことを願い、まちづくりにつながることを目標にし、誰もが読書の楽しみを享受し、人生をより深く生きる力を身につけていくことができるような取組にしていきます。

また、境港市の教育理念である『市民一人一人を大切にした質の高い教育の実現』を目指し、子どもの読書活動推進に関する総合的・計画的な取組と環境づくりを進めていきます。

本市の読書活動推進計画は、読書をとおしてのひとづくり・まちづくりを目指すものであり、この計画のキャッチフレーズ「読書で未来をひらくまち境港 本と人が出あい・ふれあい・伝えあうまちを目指して」を引き続き掲げ計画を遂行していきます。

5. 計画の対象、期間

- (1) 本計画では、おおむね18歳以下の全ての子どもを対象とします。
- (2) 本計画は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を最終年度とする、5年の計画とします。3年目に第3次計画の取組状況調査による中間評価を行い、計画期間終了後についても、引き続き「境港市子どもの読書活動推進計画（第4次計画）」を策定するよう努めます。



第2章 第2次計画取組状況について

第2次計画の取組状況等について、家庭・地域・学校・図書館それぞれの観点から子どもの読書活動の推進を図るための5つの施策ごとに総括し、第3次計画の取組に反映させることとします。

I. 家庭・地域における子どもの読書活動推進

<これまでの主な取組について>

境港市のブックスタート事業^{*10}は、平成12年にブックスタート連絡会^{*11}が設立され、2年間実施にむけての準備をし、平成14年度より開始されました。以後、フォローアップ事業として平成17年度からブックスタート・プラス事業^{*12}、平成18年度から新採用職員研修としてブックスタート体験プログラムの導入、平成19年度より妊娠期からの読み聞かせ事業、平成23年度から地域子育て支援センター「ひまわり」（以下「ひまわり」という。）内に赤ちゃんのための絵本図書館として「えほんのへや」^{*13}開設など事業の充実・拡大を図ってきています。

(1) ブックスタート事業の推進・充実

取組状況	取組内容・実績
6ヶ月乳幼児健診時に親子1組ごとにブックスタートバックを手渡しました。	R6年度配布数：194セット（各2冊） 配布だけでなくその場で読み聞かせを行い、絵本を通しての子との関わり方についてお伝えしています。また、図書館や地域の子育て支援情報の紹介を行い、継続した読み聞かせに繋げています。
「ブックスタート連絡会」をより充実しました。	R6年度：1回実施 構成団体の一つである読み聞かせ団体の拡大（4団体→6団体）、また、チラシ内容の見直しにより読書活動への繋がりを意識しました。
1歳6ヶ月乳幼児健診時にも絵本の配布・読み聞かせを行うブックスタート・プラス事業を実施し、ブックスタートのフォローを行いました。	R6年度配布数：186冊
母子健康手帳配布時に絵本を配布しました。	R6年度配布数：178冊

(2) 家庭教育講座等での読書活動の推進

取組状況	取組内容・実績
読み聞かせボランティアによる父親のための絵本の読み聞かせ講座を開催。	実施回数：2回
「両親学級」 ^{※14} のプログラムの1つに、胎児期からの絵本の読み聞かせを勧める講話を導入し、妊婦と夫と胎児に向けて読み聞かせ体験を行いました。	実施回数：2回。 アンケートより父母とも妊娠期からの読み聞かせの大切さを感じたという回答がありました。

(3) 各地域の公民館等における読書活動の推進

取組状況	取組内容・実績
公民館、学習等供用施設などの図書資料の充実を行いました。	公民館に、図書館分館として2ヶ月に1度130冊の本の入れ替えをしています。 また、移動図書館車 ^{※15} で、月1回訪問して、貸出をしています。
公民館、学習等供用施設などで読み聞かせ、おはなし会を開催しました。	定期的に市内4公民館、不定期に市内1公民館で音読教室を開催しました。

(4) 「子ども読書の日（毎年4月23日）」の啓発

取組状況	取組内容・実績
「子ども読書の日」 ^{※16} における各種事業の展開及び参加を行いました。	「子ども読書の日」に読み聞かせ、わらべうたの時間を設けたり、子どもにおすすめの本の展示を行ったりしました。

(5) 子育て支援施設での読書活動の推進

取組状況	取組内容・実績
「ひまわり」内の「えほんのへや」で、親子で一緒に絵本を読んだり借りたり、職員による読み聞かせやおはなし会を開催しました。	絵本の貸出数(R 6実績) 1,212冊(うち市民図書館の本 180冊) おはなしタイム(R 6実績) 3,993人(大人 1,777人、子供2,216人)

(6) 「読書週間」における読書推進イベント

取組状況	取組内容・実績
親子で参加できるイベントの開催について実施しました。	手話による絵本の読み聞かせや紙芝居、わらべうたなど親子で参加できるイベントを実施しました。

2. 幼稚園・認定こども園・保育所等における子どもの読書活動の推進

<これまでの主な取組について>

市内幼稚園・認定こども園・保育園等（以下「園等」という。）では、ブックスタートに始まる、絵本の読み聞かせ活動を活発に実施しています。子どもの成長に”絵本”はなくてはならないものととらえ、子どもの身近に絵本を置き、毎日の生活の中で、集団や一人一人に応じて絵本を楽しんでいます。絵本の読み聞かせには、思考力・創造力・記憶力・集中力・語彙力・他人への共感力などを育む効果など、子どもの成長にとって計り知れない効果があると言われています。親子の愛着関係を深めるためにも、保護者へ様々な機会をとらえて読み聞かせの良さを啓発しています。

また、境港市社会福祉協議会は、平成16年度から市内園等に対し、毎年5月～6月の時期に児童図書の贈呈を実施しています。この事業内容については各園から感謝の声が多く寄せられています。その他各種ボランティア団体からも、市に対して絵本の寄贈をいただいており、子どもの読書活動推進につながっています。

(1) 幼稚園・認定こども園・保育園等文庫の整備

取組状況	取組内容・実績
園等で良質な絵本を備え、文庫の整備を行いました。	市予算、社会福祉協議会や民間企業からの寄附などにより絵本の購入をするとともに、市民図書館での団体貸出を活用し、文庫の整備を行いました。
「生活の中に絵本を」の共同研究の成果を活かし、絵本の読み聞かせの工夫を行いました。	集団での読み聞かせだけでなく、個々に対しての読み聞かせの機会を増やしています。
園等での取組を小学校・中学校へとつないでいくよう、情報の共有化、伝達、相互理解など連携を深めました。	園によっては小学校の図書館や市民図書館に訪問するなど、小学校図書館、市立図書館との連携、情報交換に努めています。

(2) 幼稚園・認定こども園・保育園等における読書活動の指導者等の育成

取組状況	取組内容・実績
園等における読み聞かせ活動の指導者育成のための研修を行いました。	市内の保育協議会では、絵本をテーマにした研修を開催しました。

(3) 職員を対象とした読書活動の研修への参加

取組状況	取組内容・実績
職員について、読み聞かせや読書推進の方法等の研修会や講演会に積極的に参加しました。	社会福祉協議会や図書館主催のもの、読書まつりなどに参加しました。また、絵本の読み聞かせ研修会や講演会への自主参加や園内研修の実施をしました。

(4) 保護者を対象とした読書の啓発

取組状況	取組内容・実績
保護者対象に講師を招いての絵本の読み聞かせ講演会を開催しました。	絵本だより等を発行し、読書の意義・効果を伝えています。

(5) 読書支援ボランティアによる支援

取組状況	取組内容・実績
幼児のための読み聞かせ読書支援ボランティアの育成支援を行いました。	ブックスタートプラスで各園保育士が読み聞かせボランティアをしています。

3. 学校における子どもの読書活動の推進

<これまでの主な取組について>

市内各学校における蔵書冊数については学校図書館図書標準^{※17}を達成しており、継続して図書の廃棄・更新に努めています。令和4年度からの『学校図書館図書整備5か年計画』で、図書の整備に必要な経費等が盛り込まれた点を活用しながら、更なる充実につなげたいところです。

また、市民図書館や市内各小中学校からの貸借配達システムでは、学校から市民図書館へのリクエスト機能の活用により適切な選書や資料の充実につながっています。

「朝の読書」は全小中学校で実施しており、生徒が落ち着いて学習に取り組める環境や読書へのきっかけづくりにつながっています。また「家読（ファミリー読書）」^{※18}の取組

も全小学校で行っており家庭でのコミュニケーションを深める機会が増えています。

さらに全小中学校で児童生徒の言葉の力を育成するための取組として、令和6年度から日本海新聞社より朝読書の時間に読むための朝刊を月に一度無料で提供いただいています。令和7年度からは「日本海新聞 for スタディ」の電子版を活用し、朝読書の時間や各教科の授業で地元の題材を使った記事や新聞作成ソフト（組版）を用いて言語活動の充実を図っています。情報収集能力、読解力、考える力を身につけることができ、思考力、判断力、表現力の向上につながっており、ことばの力を育むことで他者との良好なコミュニケーションを図ることが期待できます。

(1) 学校図書館蔵書及び資料の充実

取組状況	取組内容・実績
学校図書館の蔵書や資料については、毎年購入・整備しています。	情報の古い資料が残っていたり、人気のある図書や特定のジャンルに蔵書が偏ったりしています。

(2) 学校における図書館の利活用による読書活動の充実

取組状況	取組内容・実績
「朝の読書」※19について市内小・中学校で毎日、継続的に取り組みました。	市内全小中学校で実施をしました。朝の落ち着いた環境づくりにつながっています。考える力がつき、本好きの生徒も増えています。
家読（うちどく）への取組を工夫し、読書を通して子どもたちとその家族の豊かな人間関係づくりを目指しました。	・市内全小学校で夏休み・冬休みに1冊の本を親子で一緒に読んで感想用紙に記入する「ファミリー読書」をしました。保護者の方から「同じ本を読んで感想を交流したり、一緒に読んだりすることでゆっくりと子どもとの時間を過ごせた。」、「6年間取り組んでいるからこそ子どもの成長を感じられた。」など感想をいただきました。 ・「親子で市民図書館に行こうキャンペーン」に参加し読書を通して家族のコミュニケーションを深める機会となりました。
司書教諭や学校司書を中心置き、子どもたちが進んで読書に取り組む体制づくりに取り組みました。	学習関連の図書を教室に配置し、読書活動推進関連のイベントを行いました。

(3) 学校図書館活動を活性化するための環境整備の充実

取組状況	取組内容・実績
学校図書館活性化・効率化するために、学校司書の勤務形態等の見直しをしました。	学校の生活時程等に合わせて学校司書の勤務形態を柔軟に対応することで、学校図書館の利用促進を図りました。
学校図書館オンラインの効率をあげるためにコンピュータ機能を高めました。	令和6年8月に学校図書館の端末を既存のものよりも高機能なものに更新しました。
学校図書館の持つ「読書センター」、「学習・情報センター」 ^{※20} 、「憩いの場」等として機能を生かし、その環境について改善を行いました。	座席の配置等により居心地のよい環境を整えたり、学習センターとして学習関連の図書や調べ学習に有効な図書資料をそろえるなど、選書の工夫などを行ったりしています。

(4) 司書教諭・学校司書の研修の推進

取組状況	取組内容・実績
市民図書館、県立図書館などとの交流を図り、研修を行いました。	司書教諭 ^{※21} は県主催の研修会、学校司書は図書館長による研修を行いました。

(5) 市民図書館での職場体験の実施

取組状況	取組内容・実績
中学生・高校生が自発的に職場体験事業として市民図書館に参加できるよう環境を整えました。	毎年市民図書館で中学生・高校生による職場体験を行っています。

(6) 読書支援ボランティアの活用

取組状況	取組内容・実績
学校地域支援本部事業を活用し、図書館活動へのボランティアとともに読書指導や環境整備を行いました。	ボランティアによる読み聞かせや環境整備を行いました。

(7) 家読（ファミリー読書）の推進

取組状況	取組内容・実績
家族が同じ本を読むことで、親子の会話やコミュニケーションが増え、絆が深まるよう、家読を推進しました。	夏休み、冬休みの長期休業期間においてファミリー読書を実施し、家庭の家読への意識が高まりました。

4. 市民図書館における子どもの読書活動の推進

<これまでの主な取組について>

市民図書館は、地域における読書活動の中心施設です。子どもたちの多様なニーズに応え、どの子どもたちも読書に親しむことができるよう、幅広く資料・情報を収集し、サービスや環境の充実に努めています。また、子どもの読書推進のための活動拠点として、地域や市民と連携を図ってきました。

そして、市民図書館は、子どもたちが「交流」・「表現」・「体験」ができる施設でもあります。こども図書コーナーでは約3万点の絵本・児童書・紙芝居があり、おはなし会やイベントを行っています。また、子どもが好奇心を持ったり体験を積んだりする企画として市民講座などを行っています。

さらに、市民図書館は、子どもたち一人一人が自由な時間を過ごすことができる居場所でもあります。価値観の多様化や様々な課題が複雑化する社会の中で、家庭でも学校でもない居心地の良い場所として、子どもたちを受け入れる役割を果たしています。

(1) 児童図書資料の収集・充実

取組状況	取組内容・実績
ヤングアダルトコーナー ^{※22} を設置し、良質で魅力ある図書、資料、情報収集整理を行いました。	高校生や大学生の意見や考えを取り入れ、展示コーナーを作ったり、資料の収集を行うなど創意工夫しました。

(2) 市民図書館司書の研修の充実

取組状況	取組内容・実績
市民図書館司書の質的向上のため、県内外の研修に参加、先進地視察等を行いました。	県立図書館主催の専門講座に参加したり、職員全員で他の図書館を視察したりしました。

(3) 小中学生に対する総合的な学習への対応

取組状況	取組内容・実績
総合的な学習における調べ学習への対応のため、図書の検索や貸出予約を容易にするなど、学校図書館との円滑な連携体制の充実を図りました。	学校が午前11時までにリクエストすると、すぐに準備し資料を当日の午後の配達便で届けています。また、毎年よく使われる資料に関しては、学校数分取りそろえるように収集に努めています。

(4) 体験学習等の受け入れ

取組状況	取組内容・実績
中学生の職場体験学習事業を積極的に受け入れました。	市内の全中学校から受け入れをしました。

(5) 障がい等のある子どもに対するサービスの工夫

取組状況	取組内容・実績
図書館資料の宅配サービス（アウトリーチサービス）、郵送での貸出サービス、FAX等での貸出申込サービスの研究を行いました。	子どもに限らず、図書館になかなか来館できないとか、本を読むことに困難を抱えるといった方々にどうやったら、読書を楽しんでいただけるのかを研究しています。
おもちゃ図書館、点字図書館 ^{※23} 、触る絵本 ^{※24} などのバリアフリー環境を整えました。	バリアフリー関連図書を展示した「やさしい」という棚を、こどもコーナーと一般図書に設け、DVDやCD、点字図書や触る絵本などバリアフリー関連図書の充実に努めました。
在日外国人の子どもの読書活動の支援について研究を行いました。	子どもを含めた在日外国人の方々にも本を手に取っていただけるよう、英語をはじめ多様な言語を収集に努めています。また、企業に積極的に広報したり、市経済交流係と連携したりしています。

(6) 絵本の読み聞かせ・紙芝居・おはなし会等の充実

取組状況	取組内容・実績
絵本の読み聞かせ・紙芝居・おはなし会等の充実を行いました。	毎月第1から第3土曜日に定例のおはなし会の時間を設けました。
「ブックシアター」を作成して大型絵本の読み聞かせに提供しました。	大型絵本の収集貸出に努めました。

(7) 読書ボランティア養成講座等の実施

取組状況	取組内容・実績
ボランティア団体の育成・支援を行いました。	さかいみなと図書館応援団や島根大学教育学部などと連携し、ボランティアを受け入れました。

(8) 子どもの読書に関する講座、フォーラム、シンポジウムなどの実施

取組状況	取組内容・実績
一般市民のための新たな講座やフォーラム、シンポジウムなどを行いました。	読み聞かせ団体と連携し、絵本作家の講演会を開いたり、ブックスタートに関するトークイベントを開いたりしました。

(9) 「子ども読書の日（毎年4月23日）」事業の実施

取組状況	取組内容・実績
「子ども読書の日」に関連したイベントを行いました。	子ども読書週間に合わせて、絵本の読み聞かせや特別展示を行いました。

(10) 相互貸借のシステムやレファレンスサービス^{※25}の充実

取組状況	取組内容・実績
IT化による県立図書館、市町村図書館との横断検索を活性化しました。	利用者からのレファレンスやリクエスト等で毎日横断検索を活用するとともに、県立図書館を中心として他館との相互貸借も頻繁に行いました。
基幹産業である漁業や魚、また新たな観光地となった水木しげるロードなどに関連する地域的特性を生かした資料や蔵書構成を充実し、コーナーづくりを行いました。	境港市民図書館の特色として、地域の特性である「海・魚」「妖怪」「水木しげる」といったコーナーを設けるとともに、資料の収集に努めました。

(11) 生涯を通した読書活動の支援

取組状況	取組内容・実績
受胎期から生涯を通した読書活動を支援するために老壮期の人たちの生きがいや趣味の一助となるような本と出会える読書環境づくり（例えば、高齢者のための読書コーナーの設置、大活字本の利用促進など）を整えていきます。	高齢者のためのコーナーとして、「いきいき」と名づけた棚を、カウンターに近い目立つ場所に設けました。また、目に触れやすいように、それに隣接して「大活字本」の棚を設けました。
高齢者が気軽に読書に親しめるよう、大活字本の普及を図りました。	読書バリアフリーとしての取組の一つとして、大活字本の収集に力を入れました。

(12) 「読書週間」における読書推進イベントなどの開催

取組状況	取組内容・実績
「読書週間」に市民と一体になったイベントの開催を実施します。	読み聞かせ、利用者おすすめの本の展示、司書体験などいろいろなイベントを開催しました。

(13) 図書館の取組内容をより充実させ、利用しやすいものにしていくために、図書館応援団を募り、みんなの図書館づくりを目指します。

取組状況	取組内容・実績
図書館の取組内容をより充実させ、利用しやすいものにしていくために、図書館応援団と連携しました。	さかいみなと図書館応援団と連携を取り、図書館主催イベントの協力を得たり、応援団主催イベントに協力したりしました。また、応援団の展示コーナーを特別に設け、利用者のみなさんに活躍の状況を掲示しました。

5. 読書ボランティアの育成・支援

<これまでの主な取組について>

市内の読書推進ボランティアグループ、「おはなしポケットの会」「おしゃべりたんぽぽ」「朗読なぎさ会」は、長年にわたり、市内各所（市民図書館・公民館・園等・小学校・老人施設など）で自主的・積極的に読み聞かせやおはなし、朗読の活動、ブックスタート・ブックスタートプラスへの支援及び協力をしています。また、「境港親と子どもの劇場」は、特に幼児と保護者に向け「親子で絵本を楽しむ会」を実施しています。

平成14年度から、市民図書館分館内に境港市子どもセンターが開設され、子どものための情報誌の発行や、乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせ、乳幼児とその保護者や子どもたちの居場所づくりに力をいれていきましたが、平成19年に閉所しました。その取組を少しでも引き継いでいこうということで、平成19年度からは境港市読み聞かせ団体連絡協議会（おはなしポケットの会、おしゃべりたんぽぽ、朗読なぎさ会、境港市親と子どもの劇場）が発足し、市民図書館及び「ひまわり」で、各団体が「おはなし広場」を開催しています。

現在では、ボランティアグループ「はっぴーちゃいるど」「なでしこ5」が加わり、新たに「読みメン」^{※26}の活動も始まりつつあります。

(1) 幼稚園・認定こども園・保育園等、小中学校での読み聞かせ活動の推進

取組状況	取組内容・実績
保護者や地域の大人たちが、読み聞かせボランティアとして活動の輪を広げていくよう、育成・支援を行いました。	市内各小中学校での「朝の読書」に読み聞かせボランティアが参加し、大人にも有意義な活動となっています。

(2) ボランティアグループのネットワークの構築・推進

取組状況	取組内容・実績
読み聞かせボランティアグループの連携を図り、ネットワークの構築を行い、協働の精神のもと、読書活動の推進の充実を行いました。	読み聞かせボランティア養成研修会を開催し後進の育成に努めています。市民活動センターまつり、境港市読み聞かせまつり、公民館などでおはなし会を開催し諸団体との連携を取りつつ活動しました。
平成19年に発足した境港市読み聞かせ団体連絡協議会の活動の充実を図り、支援を行いました。	市報で図書館と「ひまわり」での「おはなし広場」の案内を毎月掲載しました。ブックスタート・ブックスタートプラスの事業に参加し、読み聞かせ指導を行いました。

(3) 疾病による自宅療養者への対応

取組状況	取組内容・実績
疾病により、自宅療養を余儀なくされている方、また、視覚障がいの方などの読書活動の方策として、対面朗読などのボランティアグループの活動を支援しました。	対面朗読等はコロナ以降自粛している状況です。



第3章 境港市子どもの読書活動推進計画（第3次計画）の方策について

境港市子どもの読書活動推進計画（第2次計画）の結果、社会情勢の変化、国県の最新の計画を基に境港市子どもの読書活動推進計画（第3次計画）の目標を掲げました。多様な子どもたちへの対応や市民図書館での取組など新たな項目を取り入れ、5つの施策ごとに取組の方向性をまとめました。

I. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

<重点課題>

- ・豊富な種類の絵本の取りそろえ
- ・家庭での読み聞かせの重要性について保護者への啓発

<目標と取組の方向性>

(1) ブックスタート事業の推進・充実

- ・6ヶ月乳幼児健診時に親子1組ごとにブックスタートパックを手渡します。
- ・「ブックスタート連絡会」でブックスタートの研修や勉強会などを行い、充実を図ります。
- ・1歳6ヶ月乳幼児健診時にも絵本の配布・読み聞かせを行うブックスタート・プラス事業を実施し、ブックスタートのフォローを行います。
- ・母子手帳配布時に絵本を配布します。
- ・新採用職員研修としてブックスタート体験プログラム^{※27}に取り組みます。

(2) 家庭教育講座等での読書活動の推進

- ・「両親学級」を通じて胎児期からの絵本の読み聞かせを勧める講話を開催します。

(3) 境港市読み聞かせ団体連絡協議会による読み聞かせ

- ・市民図書館・「ひまわり」で読み聞かせを行い、親子のふれあいを深めるとともに、子どもたちの豊かな心を育てていきます。

(4) 各地域の公民館等における読書活動の推進

- ・公民館、学習等供用施設などの図書資料の充実を行います。
- ・公民館、学習等供用施設などでの読み聞かせ、おはなし会を開催します。

(5) 子育て支援施設での読書活動の推進

- ・「ひまわり」の「えほんのへや」が、乳幼児・保護者にとって、居心地のよい場所とし

て活用されるよう、絵本の補充、おはなし会など読書環境の整備・充実につとめます。

(6) 境港市図書館連絡協議会による読書活動の推進

- ・境港市図書館連絡協議会は、読書活動（公立図書館・学校図書館の活性化政策、読書活動推進計画策定等）に関する意見交換の実施および読書活動推進大会（読書まつり）を行い、境港市における読書活動の推進を図ります。

2. 幼稚園・認定こども園・保育園等における子どもの読書活動の推進

<重点課題>

- ・絵本のラインナップの充実
- ・子どもたちが主体的に絵本と出会える場の充実
- ・選書や読み聞かせなど保育士全体のレベルアップ
- ・保護者への読書啓発

<目標と取組の方向性>

(1) 幼稚園・認定こども園・保育園等文庫の整備

- ・季節や生活体験、発達段階に応じた絵本を選書します。
- ・市民図書館の団体貸出を利用し、子どもたちが多くの絵本に触れる機会を増やします。

(2) 子どもたちが主体的に絵本と出会える環境の整備

- ・普段の生活の中で子どもの手が届く位置に絵本を配置するなどして、保育スペースの整備を推進します。
- ・幼稚園教諭、保育教諭、保育士、読書ボランティアによる読み聞かせや、異年齢交流における小・中・高校生による乳幼児への読み聞かせなど、多様な形態で乳幼児が絵本や物語に触れる機会を積極的に提供し、豊かな読書体験を促進します。
- ・多様な子どもたちへの読書機会を確保するため、公立図書館と連携し資料の充実を図り、障がいの種類や特性、多文化共生の視点を意識し、個々に応じて読み聞かせを実施します。

(3) 職員研修

- ・保育士間での絵本の紹介や絵本コーナーの作り方を研究し、各園で情報共有を行い、読み聞かせ活動を活発化します。
- ・職員が選書・読み聞かせ等についての県や保育協議会主催の研修に参加します。

(4) 保護者への読書啓発

- ・保育参観日、参加日、懇談会の機会をとらえて、子育てに関する書籍の紹介や、読み聞かせの良さについて啓発します。
- ・絵本を楽しむ子どもたちの姿を伝え、いろいろな絵本を紹介し、絵本の貸出を活性化させます。

3. 学校における子どもの読書活動の推進

<重点課題>

- ・多様なニーズに対応した読書環境の整備
- ・児童生徒の自主的・自発的な図書館利用と読書活動の充実
- ・学校図書館と市民図書館との連携

<目標と取組の方向性>

(1) 学校図書館資料の充実

- ・児童生徒の多様なニーズを的確にとらえながら、学習活動に役立つ本や実用書、文学作品など様々な観点から選書を行い、蔵書の充実に努めます。また、図書以外にもリーフレット・標本・複数の新聞等、学習に必要な資料の充実を図ります。
- ・子どもの実態の多様性を意識し、読書バリアフリーの観点から、外国語で書かれた本・漫画・オーディオブック^{※28}など様々な媒体を研究し、幅広い資料やサービスの提供に努めます。
- ・市民図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書を活用し、学校図書館や学級文庫の充実を図ります。

(2) 学校図書館の整備

- ・読書バリアフリーや多様性を意識し、紙媒体や電子媒体等、それぞれのよさを生かした取組や環境の整備に努めていきます。
- ・季節や時事問題をテーマにしたり、学習との関連を意識したりした、変化のある展示や環境整備を工夫していきます。
- ・児童生徒が十分な読書活動や調べ学習ができるよう、読書スペース及び学習スペースの環境整備を進めます。

(3) 読書指導・読書活動の充実

- ・学校図書館を教育活動全体に効果的に組み込み、児童生徒の読書活動の推進、学習支援、情報活用能力の育成などを目的とした年間活用計画を作成し、学校図書館のさらなる利活用を図ります。
- ・学習活動と関連付けて、読書活動に結び付くよう並行読書^{※29}を推進したり、本や資料等

から情報を得て活用する言語活動の充実を図ったりします。

- ・司書教諭、学校司書を中心として、魅力的なイベントの企画や選書の充実化を図り、より多くの子どもたちが進んで図書館に足を運ぶ仕組みづくりを目指します。
- ・読書まつりやビブリオバトル^{※30}等、図書委員会の取組や児童生徒自身による主体的な読書活動を活発にするような取組を推進します。
- ・司書教諭と学校司書が連携を図り、探究的な学習や教科横断型の授業実践の支援やブックリスト、パスファインダー^{※31}等の提供ができるよう研修の充実を図ります。
- ・境港市図書館連絡協議会で各校の効果的な事例について情報交換を行い、取組に生かしていきます。

(4) 市民図書館との連携

- ・学習者用端末を活用したインターネット検索による調べ学習だけではなく、市民図書館へのリクエスト機能^{※32}を有効に活用し、テーマや発達段階に合った学習用図書や資料の積極的な活用に努めます。
- ・小学生を対象とした市民図書館見学や中学生を対象とした職場体験の実施により、普段見られない館内の見学等を通して市民図書館への理解を深め、今後の図書館利用につなげていきます。

(5) 家庭・地域との連携

- ・読書ボランティアによる読み聞かせなど子どもが本と出会う機会を提供します。
- ・学校図書館だより等の周知物を通じて読み聞かせや読書の意義を発信し、家読（うちどく）で本を通じた親子のコミュニケーションが図られるよう啓発していきます。

4. 市民図書館における子どもの読書活動の推進

<重点課題>

- ・子どもの意欲関心を高める読書環境の提供
- ・子どもの多様なニーズに対応した読書環境の整備
- ・学びや交流の場・居場所としての図書館づくり
- ・まちや人とつながる図書館運営

<目標と取組の方向性>

(1) 子ども・家庭と本をつなげる図書館運営を行います

- ・赤ちゃん子育ての「すくすく子育て」コーナーから、幼年童話のコーナー、学童期の子どもたちの成長段階に応じた様々な分類の資料をバランスよくそろえていきます。
- ・小中学校の国語教材に取り上げられている小説や物語等の収集に努めたり、学習に取り

上げられた作者の関連作品を並べたりします。

- ・園等や小中学校からのテーマリクエスト（団体貸出）に応えていくために、資料の充実に努めています。
- ・季節の移り変わりや、子ども読書週間、子どもの日、ハロウィン・クリスマス・ひなまつりなど一年間の様々な行事に合わせたイベントを行ったり関連本を展示したりし、日本の四季や年中行事等への興味関心を高める工夫をします。
- ・中高生の読書推進を図るため、ヤングアダルトコーナーには、該当世代の考え方を取り入れた図書資料を展示したり、収集を行ったりしています。
- ・ブックスタート（生後6ヶ月時健診）で、保護者に読み聞かせの大切さを啓発するとともに、一人ひとりの子どもに「読書のあしあと」^{※33}（読書履歴通帳）を無料配布し、読書習慣へのきっかけとします。
- ・幼い子どもたちに物語のおもしろさを伝えるために、図書館主催で毎月絵本の読み聞かせ・紙芝居などを行います。

（2）子どもの多様なニーズへの対応を目指したサービスと場を提供します

- ・こどもコーナーにあるバリアフリー図書の展示棚である「やさしい本」のDVDやCD、LLブック^{※34}や点字図書や布絵本などバリアフリー関連図書の資料収集に努めます。
- ・活字を読むことを苦手とする子どもたちや保護者からの相談にも対応し、状況に応じてマルチメディアディジタル^{※35}や録音図書再生機^{※36}の貸出を行います。
- ・在日外国人の子どもの読書活動の支援について、学校や園等と連携し状況や実態を把握するとともに、外国語の資料の収集に努めるとともに、積極的に貸出を行います。
- ・図書館休館日を活用し、ふだん図書館に行きにくい障がいがある子どもたちを受け入れ、利用の仕方を伝えたり館内に慣れてもらったりして、平素からの利用のきっかけにします。
- ・児童生徒の学習のデジタル化に伴い、朝読書や総合的な学習等で活用できる電子書籍導入と、社会や歴史の学習で使える境港市の歴史資料のデジタルアーカイブ化^{※37}を検討していきます。

（3）子どもが自由に生きいきと過ごすことができる場を目指します

- ・ものづくり教室（工作教室やバルーンアート教室、機織り体験教室など）、季節に関連したメダカ教室や怪談会、伯州綿の種まきなど、内容を工夫したり資料などと関連付けたりし、地元のよさやSDGsを楽しく学ぶ機会を設けます。
- ・こども司書体験会を開催し、図書館の業務の一部を体験させることで、図書館や読書への興味関心をいっそう高めます。
- ・市内外の小学生の見学を積極的に受け入れ、図書館の使い方や工夫に気づかせることで、

公共施設としての図書館の活用促進を図ります。

- ・中学生高校生の職場体験学習を積極的に受け入れ、様々な業務を体験させたり、職員が働く意義などを聞かせたりすることで、職業観を高めさせるとともに、まちと図書館の関わりに気づかせます。また、図書館でのイベントチラシや掲示物などの作成を学校に依頼することで、生徒の活躍の場を広げるとともに、つながりを深めていきます。
- ・子どもたち誰もが居心地の良い時間を過ごすことができる居場所として、館内の環境や雰囲気を整えていきます。

(4) まちやひととつながる運営を行います

- ・市内小中学校図書館職員と定期的に情報交換会を開いたり、市民図書館司書が学校を訪問したりするなど、市内小中学校との連携を大切にし、学校図書館教育を支援します。
- ・さかいみなど図書館応援団と相互に協力し合い、イベントを開催します。
- ・毎月第1土曜日と第3土曜日に、読み聞かせ団体による定例のおはなし会を行います
- ・市内全公民館の図書館分館において、小中学生の長期休業中には、通常よりも子ども向けの絵本や読み物を増やし、本に親しむ機会を増やします。
- ・園等やこども食堂からの要請を受けて、子どもたちを対象にした移動図書館や出前図書館を行います。

5. 読書ボランティアの育成・支援

<重点課題>

- ・読み聞かせボランティア後進の育成及び、現況把握
- ・境港市読み聞かせ団体連絡協議会の会員数の増加

<目標と取組の方向性>

- (1) 幼稚園・認定こども園・保育園等での読み聞かせ活動の推進
- ・読書ボランティア団体として鳥取県子ども読書アドバイザー^{※38}が行う研修会に参加し、読み聞かせに対する理解や技能向上に努めます。

(2) ボランティアグループのネットワークの構築・推進

- ・社会福祉協議会のボランティア育成講座や市民活動センターなどと連携し、ネットワークを構築します。また「朝の読書」参加者の人材バンク設置を検討します。
- ・境港市読み聞かせ団体連絡協議会の活動の充実と加入団体促進を図り、支援を行います。

<注釈>

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律
(資料1に掲載)

※2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定された計画。第5次計画が令和5年3月に閣議決定。

※3 鳥取県教育振興基本計画

鳥取県教育振興基本計画は、教育基本法に基づき策定したもので、今後5年間に本県で取り組むべき教育の方向性を示すもの。

※4 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、鳥取県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すもの。平成16年4月、第1次計画の策定後、およそ5年ごとに見直しが行われ、平成31年に第4次計画が策定。

※5 不読率

1か月間にまったく本を読まない割合

※6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

いわゆる読書バリアフリー法。障がいのあるなしに関わらず、すべての人が読書を通じて文字や活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。令和元年6月に成立。

※7 第6次学校図書館図書整備等5か年計画

公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的として令和4年1月に策定された計画。期間は令和4年度から8年度。

※8 GIGAスクール構想

令和元年に開始された、児童、生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを整備する文部科学省の取組。

※9 第69回学校読書調査（2024年）

全国学校図書館協議会が、全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について毎年調

査を行っているもの。

※10 ブックスタート事業

肌のぬくもりを感じながら、ことばと心を通わすひとときを「絵本」を介して持つことを応援する事業。

※11 ブックスタート連絡会

健康対策課（のちに子育て支援課、健康推進課、健康づくり推進課と担当部署の名称は変わる）と市民図書館、読み聞かせ4団体によって構成され、絵本の選定、実施の具体的方法などについて協議決定する。なお、読み聞かせ団体は、おはなしポケットの会、朗読なぎさ会、おしゃべりたんぽぽ、境港市親と子どもの劇場の4団体。のちに、平成23年からなでしこ5、平成24年からははっぴーちゃいるども参加。

※12 ブックスタート・プラス事業

1歳6か月健診の時に、読み聞かせボランティアと保育士が子どもと保護者に絵本の読み聞かせをして、絵本を1冊手渡す。わが国ではじめての取組となる。

平成23年からはボランティアグループなでしこ5、平成24年度からははっぴーちゃいるども参加。

※13 えほんのへや

赤ちゃんのための絵本図書館としての機能をもつ部屋で、読み聞かせ団体によるおはなし会や絵本の貸出など、子育て中の保護者に人気の居場所の一つになっている。

※14 両親学級

妊娠中の夫婦が出産や育児について学ぶための講座で、妊婦の体調管理や赤ちゃんのお世話の実演指導などが行われる。

※15 移動図書館車

日常的に図書館へ来館が難しい高齢者、子育て世代の方、障がい者の方へより近くへ本を届けるため、移動図書館車を配備し、分館（公民館）に常設する本の充実や福祉施設等への訪問を行っている。

※16 子ども読書の日

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたもの。法第10条第1項で、4月23日

と定められている。

※17 学校図書館図書標準

文部科学省が学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。

※18 家読（ファミリー読書）

「家庭読書」を略した言葉で、「家族ふれあい読書」を意味する。家庭内での読書活動を通じて、子どもに読書の魅力を知ってもらうと同時に、家庭内でのコミュニケーションを深めることを目的にしている。

※19 朝の読書

全校の児童生徒が一斉に読書に取り組むこと。朝の始業前に行われることが多い。

※20 「読書センター」「学習・情報センター」

読書センターは、読書活動・読書指導を推進し、児童生徒の読む力や人間性を涵養する機能。学習センターは、資料・情報の活用授業を推進し児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成する機能。情報センターは、探究的な学びを推進し児童生徒の情報活用能力を育成する機能。

※21 司書教諭

学校図書館法第5条第1項に定められた職で、学校図書館の専門的職務を掌るもの。司書教諭の講習を修了した教諭等をもって充てることとされており、学級数が合計12学級以上の学校には必ず司書教諭を置かなければならない。

※22 ヤングアダルトコーナー

おおむね12歳から19歳の若者を対象にした資料を集めたコーナー。

※23 点字図書館

点字図書の収蔵、貸出、点訳などを行っている図書館。

※24 触る絵本

視覚障害の児童や成人(目の不自由な子どもや大人)がさわって楽しめるように工夫した絵本

※25 レファレンスサービス

調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービス

※26 読みメン

「読みメン」は子どもに絵本を読み聞かせる男性のことをさし、「読みメン」という言葉にはお父さんやおじいさんにも、もっと子どもと絵本を楽しんでほしいという願いが込められている。

※27 ブックスタート体験プログラム

新規に採用された市職員が境港市のブックスタート事業の取組の経緯や内容を学び、6か月健診の場で赤ちゃんに絵本を読み聞かせ手渡す体験をする。

8月、9月の6か月児健診時に実施される。

※28 オーディオブック

小説やビジネス書などの書籍が朗読されて音声版になったコンテンツのこと。音声で聞くことによって内容を楽しむことができる。

※29 並行読書

教科書で学習した内容と関連させて、複数の本や文章を同時に読む指導法

※30 ビブリオバトル

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2~3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

※31 パスファインダー

調べたいと思う事柄について役立つ資料をわかりやすく紹介するもの。

※32 リクエスト機能

鳥取県立図書館に所蔵されている図書の貸出ができる機能

※33 読書のあしあと

「読書のあしあと」は、境港市民図書館で借りた本の履歴が印字される銀行の通帳形式のもの。どんな本を読んできたのか読書の“あしあと”を振り返ることができる。

※34 LLブック

LLはスウェーデン語の「Lättlast」（レットレースト）（優しく読める）を略したもので、簡単な言葉や絵、写真を使ってやさしく読みやすいようにつくられた本のこと。

※35 マルチメディアディイジー

本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、音声を同期させることで、読み誤りなく作成できる。

※36 録音図書再生機

朗読など音声をCD等の録音媒体に記録した再生機。

※37 デジタルアーカイブ

知的資源をデジタル化し、保存・公開することで、情報のアクセスを容易にする取組。

※38 鳥取県子ども読書アドバイザー

子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ人材として鳥取県教育委員会が認定した者。園等、小学校等の保護者研修会、読み聞かせボランティアの研修会等で、読み聞かせや選書の大切さなどについての講演や読み聞かせの実演などを行う。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動

推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

境港市子どもの読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により境港市子どもの読書活動推進計画（第3次計画）（以下「推進計画」という。）を策定するため、境港市子どもの読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し必要な事項について意見を取りまとめ、これを教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

境港市子どもの読書活動推進計画検討委員

任期 (R7.7.1～R8.3.31)

氏名	職名・役職	備考
山根 伸彦	境港市立渡小学校 校長	
山根 淳吾	境港市立第三中学校 教頭	
足立 茂美	境港市読み聞かせ団体連絡協議会	
池淵 美津子	境港市図書館連絡協議会 会長	
十河 淳	さかいみなと図書館応援団 代表	
佐伯 真由佳	鳥取県立図書館 支援協力課 係長	
高田 えみ子	なかはま保育園 園長	
宮本 剛志	公募委員	

【境港市教育委員会事務局】

角 純也	生涯学習課長
角 康徳	生涯学習課 課長補佐兼生涯学習係長
松本 笑	教育総務課 指導係 主幹
平松 俊介	生涯学習課 生涯学習係 主任
嘉賀 收司	境港市民図書館長

境港市子どもの読書活動推進計画
(第3次計画)

発行年月日 令和8年3月
発 行 境港市教育委員会事務局
生涯学習課
TEL 0859-47-1091